

## 統計調査員確保対策事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 総務大臣の委託を受けて知事が実施する統計調査員確保対策事業については、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 統計調査員確保対策事業（以下「確保対策事業」という。）は、国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者（以下「統計調査員希望者」という。）を登録（以下「登録調査員」という。）し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

### (対象市町村)

第3条 確保対策事業は、県内の全市町村において行う。

### (事業内容)

第4条 確保対策事業は、統計調査員希望者の登録を行うとともに、統計調査に関する実務知識の向上のために必要な措置を講ずることを内容とする。

### (実施方法)

第5条 知事は、確保対策事業の目的を達成するために、予算の範囲内において必要な事業を実施し、また、事業の一部を市町村長に委託して実施する。

### (知事が実施する事業内容)

第6条 知事は、次の事業を実施する。

(1) 登録調査員研修の実施

登録から5年未満の登録調査員を対象に、集合研修を実施する。

(2) 中央集合研修への登録調査員の派遣

中核的又は指導的統計調査員の育成のため、総務省主催の中央集合研修に登録調査員を派遣する。

(3) 市町村の登録調査員研修の支援

市町村が実施する登録調査員研修に、講師を派遣する。

(4) 「統計調査員通信」の発行

登録者に対し、統計調査に対する熱意の持続を図るとともに、統計調査に関する実務知識の向上のため、「統計調査員通信」を編集し、配布する。

(5) 「統計調査員のしおり」の交付

新規の登録調査員に対し、統計調査員の役割・仕事の内容について、

正しい知識の付与を図るため、「統計調査員のしおり」を交付する。

(市町村長に委託する事業内容)

第7条 知事は、次に掲げる事業を市町村長に委託して実施する。

(1) 統計調査員希望者の登録

知事及び市町村長が行う国の統計調査の実施に際し、統計調査員として選任を希望する者を登録する。

ア 登録は、公募、推薦その他の方法により応募した者の中から登録すべき者を選考し、その者の同意を得て行う。

イ 登録は、総務省が作成した統計調査員希望者登録カード（以下「登録カード」という。）により行う。ただし、市町村が作成した独自システム等により行うことができる。

ウ 登録にあつては、氏名等の登録情報を国、県、市町村の他課に提供することの可否について、意向確認書（別記標準例）により確認する。

エ 登録すべき者の数は、市町村における経済センサスー活動調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数に見合う数（登録基準数）とし、常時確保に努める。

(2) 統計調査員通信等の発行

登録者に対し、統計調査に対する熱意の持続を図るとともに、統計調査に関する実務知識の向上のため、「統計調査員通信」等を編集し、配布する。

(3) その他の事業（ただし、事業の円滑かつ効果的な遂行が可能となるよう措置すること。）

(登録カード及び意向確認書の取扱い)

第8条 登録カード及び意向確認書の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 登録カード及び意向確認書は、適切に保管する。

(2) 登録カードの記載事項に変更が生じた場合、又は登録調査員が辞退した場合は、速やかに補正する。

(3) 登録カードには、登録調査員の研修受講状況及び統計調査従事状況を記録する。

(4) 登録カードは、国の委託を受けて行う統計調査の統計調査員の選考及び国及び県の表彰候補者の選考に当たって活用する。

(5) 登録カード裏面の備考欄に、「意向確認日」「同意の有無」を記入す

る。

(6) 登録カード及び意向確認書の保存期間は、登録抹消後1年間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年(2019年)5月23日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

## 別記標準例

(統計調査員登録希望者用)

### 意 向 確 認 書

市町村統計担当課では、国が実施する統計調査に関連して、登録カードに登録された登録者の氏名等の情報について、国、県、市町村の他課から照会があった場合、統計調査が円滑に実施されるよう、登録者の意向に従い、登録情報を提供することとしています。

上記の情報提供について、あなたの意向をお聞きします。

氏名等の登録情報を提供することに同意されますか。

(1又は2のいずれかを○で囲んでください。)

1 同意します。

2 同意しません。

年 月 日

氏名

印

#### 【趣 旨】

登録いただいた個人情報の利用は、統計調査員に選任する目的の範囲内で行うこととしていますが、国が実施する統計調査に関連して、登録カードに登録された登録者の氏名等について、登録情報を保有する市町村統計担当課あてに国、県、市町村の他課から照会があった場合、当該機関に登録情報を提供する場合がありますので、あらかじめ登録者の同意を得るものです。